

消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある洞道等の指定等

（ 昭和 6 1 年 1 0 月 2 3 日
消 防 局 告 示 第 1 号 ）

東大阪市火災予防条例（昭和 4 8 年東大阪市条例第 3 8 号。以下「条例」という。）第 7 1 条第 1 項の規定に基づき、届け出なければならない洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物（以下「洞道等」という。）を指定し、同条第 2 項に規定する洞道等の重要な変更の事項について定め、昭和 6 2 年 1 月 1 日から施行する。

- 1 条例第 7 1 条第 1 項の規定により、消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある洞道等は、通信ケーブル又は電力ケーブルの敷設、改修工事又は維持管理のため通常、人が出入りすることのできるもので、次に掲げるものとする。
 - (1) 洞道その他これらに類する地下の工作物（以下「地下の工作物」という。）でその長さ（洞道と地下の工作物が接続するものにあっては、その長さの合計）が 3 0 メートル以上のもの
 - (2) 共同溝（共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和 3 8 年法律第 8 1 号）第 2 条第 5 項に規定する共同溝をいう。以下同じ。）並びに共同溝に接続する洞道及び地下の工作物
 - (3) 前 2 号以外で消防長が特に必要と認める洞道等
- 2 条例第 7 1 条第 2 項に規定する重要な変更とは、前項に規定する洞道等の経路の変更、出入口、換気口等の新設又は撤去、通信ケーブル等の難燃措置の実施又はその変更その他安全管理対策等の大幅な変更等とする。